

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
12月28日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………
  - 指定代理納付者の指定（会計課）……………
- 公告
  - 令和三年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………
  - 国土調査の成果の認証（政策企画課）……………
  - 契約の締結（二件）（水産振興課）……………
  - 公共測量の実施（監理課）……………
  - 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………



### 山口県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 美祢油谷線

### 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祢市大嶺町奥分字上菅畠三三一の五地先から 同市大嶺町奥分字下麦川二〇二八の一地先まで	新 旧	最狭 九・四 最広 六・三	四二・六	敷地の幅員 (メートル)
		最狭 九・三 最広 十三・二	四二・六	延 (メートル)長
				備 考

### 山口県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祢油谷線	美祢市大嶺町奥分字上菅畠三三一の五地先から 同市大嶺町奥分字下麦川二〇二八の一地先まで	令和三年十二月二十九日

### 山口県告示第四百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社やまぎんカード
- 指定代理納付者に納付させる歳入  
下関市細江町二丁目二番一号

県民税（法人の県民税に限る。）、事業税、不動産所得税、県たばこ税、ゴルフ場

利用税、軽油引取税、自動車税（環境性能割を除く。）、鉱区税、産業廃棄物税、特別法人事業税、地方法人事業税及びこれらに係る延滞金並びに使用料、手数料及びこれらに係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金及びこれらに係る遅延損害金のうち、インターネットを利用して納付されるもの

三 指定の期間

令和三年十月二十五日から令和五年三月三十一日までの間



(二六七) 令和三年度山口県補正予算の要領の公表

令和三年十一月山口県議会定例会で議決された令和三年度山口県補正予算の要領は次のとおりです。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 林 隆 政

令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 3 年度山口県の一般会計補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,526,826 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 804,683,371 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入	補 正 額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金	△23,765	3,442,001	3,418,236
1 分 担 金	△2,953	229,467	226,514

9 国庫支出金	2 負 担 金	△20,812	3,212,534	3,191,722
1 国庫負担金	178,160	155,285,370	155,463,530	
2 国庫補助金	△448,069	37,615,492	37,167,423	
3 委 託 金	620,471	114,572,906	115,193,377	
12 繰 入 金	5,758	3,096,972	3,102,730	
1 特別会計繰入金	1,358,561	22,417,006	23,775,567	
2 基金繰入金	△13,431	4,829,929	4,816,498	
14 諸 収 入	1,371,992	17,587,077	18,959,069	
6 雑 入	13,870	105,935,749	105,949,619	
歳 入 合 計	13,870	5,151,246	5,165,116	
歳 入 補 正 額	1,526,826	803,156,545	804,683,371	
1 議 会 費	△42,922	1,444,667	1,401,745	
2 総 務 費	△242,117	49,873,910	49,631,793	
1 総務管理費	△83,610	26,371,013	26,287,403	
2 企画調整費	△16,416	9,351,092	9,334,676	
3 徴 税 費	△100,872	8,226,066	8,125,194	
4 市町村振興費	2,292	1,234,278	1,236,570	
5 選挙費	△1,137	2,599,231	2,598,094	
6 防 災 費	△44,669	1,324,837	1,280,168	
7 統計調査費	516	462,624	463,140	
8 人事委員会費	4,163	123,984	128,147	
9 監査委員費	△2,384	180,785	178,401	
3 民 生 費	57,639	100,837,424	100,895,063	
1 社会福祉費	62,779	79,098,456	79,161,235	
4 児童福祉費	△8,381	20,650,279	20,641,898	
7 生活保護費	3,241	1,085,027	1,088,268	
4 衛生費	1,150,896	66,982,193	68,133,089	
1 公衆衛生費	724,501	51,790,052	52,514,553	
4 環境衛生費	497,767	3,809,457	4,307,224	
7 保健所費	△83,403	2,412,242	2,328,839	

5 勞働費	8 医薬費	12,031	6,967,369	6,979,400
1 勞政費	1 勞政費	△22,842	2,581,715	2,558,873
2 職業能力開發費	2 職業能力開發費	△10,791	629,310	618,519
4 勞働委員會費	4 勞働委員會費	△12,315	1,470,076	1,457,761
6 農林水産業費		264	105,008	105,272
1 農業費	1 農業費	△242,395	35,818,456	35,576,061
2 畜産業費	2 畜産業費	△171,883	12,155,384	11,983,501
3 農地費	3 農地費	△1,831	380,604	378,773
4 林業費	4 林業費	△17,602	11,326,715	11,309,113
5 水産業費	5 水産業費	△29,414	6,478,770	6,449,356
7 商工費	5 水産業費	△21,665	5,476,983	5,455,318
1 商業費	1 商業費	5,025,838	119,992,999	125,018,837
2 工業費	2 工業費	2,648,816	12,327,540	14,976,356
3 觀光費	3 觀光費	△10,748	103,245,496	103,234,748
8 土木費	2 工業費	2,387,770	4,419,963	6,807,733
1 管理費	3 觀光費	△157,487	69,404,619	69,247,132
5 都市計畫費	1 管理費	2,081	3,837,818	3,839,899
6 住宅費	5 都市計畫費	8,784	2,826,892	2,835,676
9 警察費	6 住宅費	△329,375	38,097,208	37,767,833
1 警察管理費	1 警察管理費	△329,375	35,458,916	35,129,541
10 教育費	1 警察管理費	△3,670,409	138,604,224	134,933,815
1 教育總務費	1 教育總務費	△59,963	21,518,817	21,458,854
2 小学校費	2 小学校費	△1,784,812	40,434,232	38,649,420
3 中学校費	3 中学校費	△1,066,367	25,030,542	23,964,175
4 高等学校費	4 高等学校費	△378,969	24,789,763	24,410,794
7 特別支援学校費	7 特別支援学校費	△346,167	12,473,357	12,127,190
8 社会教育費	8 社会教育費	△26,668	1,652,311	1,625,643
9 保健体育費	9 保健体育費	△6,178	747,961	741,783
11 学事費	11 学事費	△1,285	9,691,023	9,689,738
歳出合計	歳出合計	1,526,826	803,156,545	804,683,371

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総務費	/ 総務管理費	庁舎等維持管理費		17,600
3 民生費	/ 社会福祉費	障害者自立支援対策費		337,600
6 農林水産業費	3 農地費	県営かんが排水改良事業費		36,000
	4 林業費	普通林道開設事業費		14,476
		一般治山事業費		308,146
7 商工費	3 観光費	観光事業運営費		2,406,886
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費		279,351
		単独交通安全施設整備事業費		53,501
		道路災害防除費		90,000
		過疎地域市町道代行事業費		22,000
		道路改良費		610,958
		単独道路改良費		527,241
		橋りょう補修費		575,762
	3 河川海岸費	広域河川改修費		134,607
		周防高潮対策事業費		430,169
		単独河川改修費		5,826
		河川受託事業費		23,666
		通常砂防事業費		190,972
		地すべり対策事業費		35,600
		急傾斜地崩壊対策事業費		52,031
		自然災害防止事業費		33,673
	4 港湾費	港湾改修費		100,000

事 項	期 間	限 度	額
1 災害復旧費	2 住 宅	費	費
2 土木施設災害復旧費	公営住宅建設費	土木現年補助災害復旧事業費	1,095,685
合 計			8,163,728

第 3 表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 県営かんがい排水改良事業の年度を越えること。 （江崎地区排水機）	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	190,000 千円	
2 交通安全施設整備事業の年度を越えること。 （県道防府環状線）	令和 4 年度	36,750 千円	
3 単独交通安全施設整備事業の年度を越えること。 （県道光日積線ほか 2 か所）	令和 4 年度	56,000 千円	
4 舗装補修事業の年度を越えること。 （県道防府環状線ほか 2 か所）	令和 4 年度	84,000 千円	
5 道路災害防除事業の年度を越えること。 （国道 9 号）	令和 4 年度	42,000 千円	
6 単独道路舗装事業の			

年度を越える工事を一括契約すること。 （県道山口宇部線ほか 2 か所）	令和 4 年度	45,000 千円
7 単独道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （県道周東美川線）	令和 4 年度	15,000 千円
8 道路改良事業の年度を越えること。 （国道 49 号ほか 2 か所）	令和 4 年度	572,250 千円
9 単独道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （県道岩国玖珂線ほか 14 か所）	令和 4 年度	381,000 千円
10 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （県道光上関線ほか 2 か所）	令和 4 年度	488,250 千円
11 周防高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （厚東川ほか 7 か所）	令和 4 年度	115,500 千円
12 河川工作物関連急務対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （沢波川排水機場）	令和 4 年度	57,750 千円
13 単独河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （川柳川ほか 5 か所）	令和 4 年度	34,000 千円
14 高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （東邦海岸ほか 2 か所）	令和 4 年度	94,500 千円
15 侵食対策事業の年度を越えること。 （松谷海岸）	令和 4 年度	115,500 千円
16 通常砂防事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （小河内川ほか 15 か所）	令和 4 年度	580,650 千円
17 地すべり対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （中浦下庄地区ほか 1 か所）	令和 4 年度	42,000 千円
18 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 （上市地区ほか 10 か所）	令和 4 年度	446,250 千円
19 自然災害防止事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 4 年度	25,750 千円





第 3 条 予算第 9 条中「職員給与費730,023千円」を「職員給与費717,887千円」に改める。

令和 3 年度流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 3 年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 3 年度流域下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		支 出	
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額
計				
第 1 款 流域下水道事業収益	△2,431千円	1,618,439千円	1,616,008千円	
第 1 項 営業収益	△2,431千円	665,991千円	663,560千円	
計				
第 2 款 流域下水道事業費用	△2,431千円	1,618,439千円	1,616,008千円	
第 1 項 営業費用	△2,431千円	1,571,866千円	1,569,435千円	
(資本的収入及び支出)				
第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
計				
科 目	補正予定額	既決予定額	計	
第 3 款 資本的収入	△2,508千円	1,037,845千円	1,035,337千円	
第 1 項 企業債	△800千円	249,400千円	248,600千円	
第 3 項 負担金	△1,708千円	335,545千円	333,837千円	
計				
科 目	補正予定額	既決予定額	計	
第 4 款 資本的支出	△2,508千円	1,037,845千円	1,035,337千円	
第 1 項 建設改良費	△2,508千円	706,817千円	704,309千円	
(企業債)				
第 4 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正する。				

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
利率				
償還の方法				

流域下水道事業	千円	千円	千円	千円
249,400	248,600	248,600	248,600	248,600
元金均等償還方式で30年以内	元金均等償還方式で30年以内	元金均等償還方式で30年以内	元金均等償還方式で30年以内	元金均等償還方式で30年以内
利率は、当該見込利率による。	利率は、当該見込利率による。	利率は、当該見込利率による。	利率は、当該見込利率による。	利率は、当該見込利率による。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)  
 第 5 条 予算第 9 条中「職員給与費42,418千円」を「職員給与費38,109千円」に改める。

令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 3 年度山口県の一般会計補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,762,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831,446,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)  
 第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)  
 第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)  
 第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 目	項 目	補 正 額	補正前の額	計
歳 入	7分担金及び負担金	813,255	3,418,236	4,231,491
歳 出	1分 担 金	201,312	226,514	427,826





合 計	4 港 湾 費	急傾斜地崩壊対策事業費 港湾既存施設有効活用促 進事業費	451,668
	5 都 市 計 画 費	海岸防災事業費	215,460
		都市計画街路整備事業費	242,592
		都市公園整備事業費	57,120
	計		191,520
合 計		1,520,563	

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 額	度 額
1 道路改良事業の年度 を越えること。一括契 約する(県道光柳井線)	令和 4 年度	52,500 千円	
2 “ (県道防府環状線)	令和 4 年度	52,500 千円	

2 変 更

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 額	期 間	限 額
1 / (経営安定支基金)に係る 山口県信用保証協会 に対する損失補償	令和 3 年度から 令和/3年度まで	山口県信用保証 協会が令和 3 年 度千円を限度とし て貸付支援を行 う(経営安定支 基金)に係るより 受ける損失の 70%に相当する 額	令和 3 年度から 令和/3年度まで	山口県信用保証 協会が令和 3 年 度千円を限度とし て貸付支援を行 う(経営安定支 基金)に係るより 受ける損失の 70%に相当する 額

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-------	-----	-----------

造林事業	65,600	証券借入又は 証券発行	年 8.0%以内 ただし、利率の 見直しを行うた り、資金の戻り 後、当該利率に よる。	元利均等半年賦又は元金 均等半年賦30年以内 の、特別のもの は、借入先と協議 める条件による。
計	65,600			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限 度 額	起債の方法	限 度 額	起債の方法
経営体育成基盤整備事 業 県営老朽ため池整備事 業 地すべり対策事業(農 林) 国営農地再編整備事業 員担当金 一般治山事業 広域水産物供給基盤整 備事業(漁港) 漁港漁場機能高度化事 業 地産水産物供給基盤整 備事業(漁場) 舗装補修事業 道路災害防除事業 道路改良事業 過疎地域市町道代行事 業 道路直轄事業負担金 交通安全施設整備事業 (道路管理者分) 橋りょう補修事業	581,000 352,000 90,000 198,000 745,000 70,000 70,000 70,000 265,000 87,000 444,000 2,602,000 24,000 3,966,000 425,000 2,434,000	証券借入又は 証券発行 年 8.0%以内 ただし、利率の 見直しを行うた り、資金の戻り 後、当該利率に よる。	1,623,200 707,300 175,300 521,800 875,300 133,300 80,300 298,700 1,704,500 1,310,500 3,458,400 67,600 4,975,800 609,800 3,489,700	証券借入又は 証券発行 年 8.0%以内 ただし、利率の 見直しを行うた り、資金の戻り 後、当該利率に よる。

広域河川改修事業	1,032,000	1,754,700				
河川情報基盤緊急整備事業	82,000	115,000				
周防高潮対策事業	373,000	461,000				
河川工物関連応急対策事業	91,000	523,300				
河川直轄事業負担金	180,000	478,600				
錦川総合開発事業	2,279,000	2,559,900				
深川川総合開発事業	115,000	196,400				
堰堤改良事業	82,000	142,100				
高潮対策事業	171,000	193,500				
侵食対策事業	49,000	67,000				
通常砂防事業	1,446,000	1,897,000				
地すべり対策事業(建設)	254,000	468,900				
急傾斜地崩壊対策事業	749,000	1,037,500				
港湾既存施設有効活用促進事業	193,000	319,000				
港湾直轄事業負担金	3,086,000	4,389,200				
海岸防災事業	593,000	730,800				
都市計画街路整備事業	473,000	504,100				
都市公園整備事業	155,000	263,000				
計	23,756,000	36,132,500				

(二六八) 国土調査の成果の認証  
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成三十一年四月一日から令和三年二月十日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野の一部
〃	平成三十一年四月一日から令和三年二月十八日まで	〃	大字船木の一部
岩国市	平成三十一年四月一日から令和二年九月二十三日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町宇佐郷の一部
長門市	平成三十一年四月一日から令和三年一月二十七日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	依山及び日置上の各一部

二 認証年月日

令和三年十二月二十八日

(二六九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
 農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
 漁業取締船さらかぜの定期検査業務(船体部) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
 令和三年十二月十三日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
 サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
- 六 契約金額  
 三千六百万三千円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二七〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務（機関部） 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年十一月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号

六 落札金額

四千二百二十五万円

七 入札公告日

令和三年九月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二七一) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和三年十二月十三日から令和四年三月三十一日まで

(二七二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷奥字横割、字光房及び字砂関

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区大手門三丁目四番二二号  
株式会社人生経営

令和三年十二月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁